

平成23年第361回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年3月11日(金曜日)午後 1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
10番	永	沼	義	和	君	11番	諸	根	重	男	君	
12番	遠	藤		守	君	13番	根	本	信	雄	君	
14番	吉	田		伸	君	15番	栗	崎	千	代	松	君
16番	柏	村		栄	君							

欠席議員(1名)

9番 熊 田 宏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副 町 長 渡 邊 正 樹 君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 代 表 監 査 委 員 佐 藤 昇 一 君

企 画 経 営 課 長 圓 谷 誠 君 総 務 課 長 会 田 光 一 君

税 務 課 長 富 永 祥 二 君 町 民 生 活 課 長 円 谷 一 雄 君

保健福祉課長 深 谷 昌 利 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長 須 藤 源 太 君
都市建設課長 藤 田 豊 君	上下水道課長 円 谷 清 茂 君
会計管理者兼 出納室長 小 針 茂 君	教育次長兼 学校教育課長 藤 田 忠 晴 君
生涯学習課長 兼中央公民 館 長 近 藤 尚 一 君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀	主 幹 兼 局 長 補 佐 水 戸 邦 夫 兼 次 長
----------------	-----------------------------------

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第361回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午後 1時30分）

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

会議に先立ちまして報告いたします。9番、熊田宏君より欠席する旨、届け出がありました。

日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 諸 根 重 男 君

12番 遠 藤 守 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議場の皆さん、午前中は矢吹中学校の卒業式でまことにお疲れさまでございました。ご苦労さまです。

第361回定例町議会が本日3月11日招集になりましたので、それに先立ちまして、3月9日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案について議会事務局長から説明を求め協議した結果、会期を3月11日から3月22日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は34件であります。そのうち専決処分の報告1件については全体審議といたします。次に、条例の一部改正等8件、その他議案8件及び3月4日までに受理いたしました請願1件、陳情1件についてはそれぞれの常任委員会に付託して審議をすることといたします。

また、補正予算関係議案9件と当初予算関係議案8件については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたしました。

なお、総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様方のお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は本会議で報告1件を全体審議として採決いたし、日程第6で議案第4号から第36号を一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

続きまして、第2日目の3月12日、第3日目の13日は土曜、日曜日のため休会といたします。

第4日目の14日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の15日火曜日の午前は、前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑をして議案、請願、陳情の付託を行います。午後からは、各常任委員会を開催いたします。

第6日目の16日水曜日は、第1、第2予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の17日木曜日も、前日に引き続き第1、第2予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の18日金曜日は報告書作成のため休会といたします。

第9日目の19日、第10日目の20日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の21日は、祝日のため休会といたします。

最終日になります第12日目の22日火曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告を終わりたいと思います。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、今期定例会の会期

は、本日3月11日から3月22日までの12日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月11日から3月22日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程については、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより諸般の報告を行います。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会、白河地方水道用水供給企業団議会、西白河地方衛生処理一部事務組合議会における議案書の写し及び請願文書表、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（柏村 栄君） 次に、例月出納検査の結果について代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、私のほうから例月出納検査の結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、平成22年度11月分を12月24日に、12月分を1月25日に、1月分を2月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成22年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月26日に行いました。検査に当たっては、会計管理者並びに上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。なお、企業会計の固定資産台帳の更正については引き続き指示しておきましたので、あわせてご報告いたします。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（柏村 栄君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（柏村 栄君） これより組合議員から議案審議の結果について、順次報告を求めます。

白河地方水道用水供給企業団議員、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

去る2月25日に平成23年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会が開催され、同僚議員であります熊田議員と出席しましたので、その結果について両者を代表して報告させていただきます。

それでは、お手元に配付いたしました平成23年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会の開催結果であります。初めに議案第1号 福島県市町村総合事務組合理約の変更についてであります。本案は地方自治法第286条第1項に規定する福島県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、規約の改正内容については提出議案のとおりであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成22年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）であります。本案は既定の収益的支出予定額から323万3,000円を減額し、収益的支出予定総額を6億9,569万8,000円とするものであります。また、既定の資本的収入予定額に1億円を追加し、資本的収入予定総額を1億5,831万9,000円とし、既定の資本的支出予定額には1億2万5,000円を追加し、資本的支出予定総額を4億5,037万4,000円とするもので、あわせて資本的収支不足額の補てん財源を補正するものであります。

さらに、議会の議決を得なければならない職員給与費を80万1,000円増額するとともに、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の借入れのため、企業債について補正するものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成23年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算であります。本案は平成23年度収益的収入予定総額を7億2,333万8,000円とし、支出の総額を7億141万1,000円とするものであります。また、資本的収支予定額では収入予定額を1億5,299万5,000円とし、支出予定額を4億5,530万9,000円と定め、支出額に不足する額3億231万4,000円については過年度分及び当該年度分損益勘定留保資金で補てんするものであり、あわせて企業債、議会の議決を要する流用経費額、構成団体からの補助金などが提案されたものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。なお、詳細についてはお手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） 報告を求めます。

西白河地方衛生処理一部事務組合理員であります15番、栗崎千代松君。

〔15番 栗崎千代松君登壇〕

○15番（栗崎千代松君） 皆さん、こんにちは。

平成22年12月24日に開催されました平成22年第2回西白河地方衛生処理一部事務組合理員定例会、そして平成23年第1回定例会がさきの2月25日にそれぞれ開催されましたので、議長とともに出席しました。その結果について、代表して報告をいたします。

初めに、平成22年12月24日に開催されました平成22年第2回西白河地方衛生処理一部事務組合理員定例会についてであります。提案されました議案は3件であります。

最初に、議案第5号 西白河地方衛生処理一部事務組合理員監査委員の選任についてであります。本案は、組合の監査委員のうち議会から選任する監査委員に欠員が生じたことから、新たに久保木正大泉崎村長を組合監査委員として選任するため、組合理約第13条第2項の規定に基づき議会の同意を求めたものであり、満場一致

で選任されました。

次に、議案第6号 決算の認定であります。平成21年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出の決算は、歳入総額17億3,797万9,256円、歳出総額16億2,198万2,710円となり、差し引き1億1,599万6,546円を翌年度への繰り越し額とするもので、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第7号 平成22年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,699万2,000円とするものであります。

なお、主な歳入歳出補正内容については、それぞれ事項別明細書に記載のとおりであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

続いて、平成23年2月25日に開催されました平成23年第1回西白河地方衛生処理一部事務組合議会定例会についてですが、提案されました議案は4件であります。

最初に、議案第1号 平成22年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,113万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,812万5,000円とするものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成23年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出予算であります。予算総額は13億6,836万5,000円で、前年度と比較すると0.19%の減であります。

議案第3号 平成23年度西白河地方衛生処理一部事務組合分担金についてであります。平成23年度による構成市町村それぞれの分担金を定めるものであり、矢吹町分としては、し尿、ごみ処理施設運営分担金をあわせて1億3,073万2,000円となっております。審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は地方自治法第286条第1項に規定する福島県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、規約の改正内容については提出議案のとおりであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、詳細についてはお手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上、私からの組合議会における結果報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） 次に、私から平成22年12月24日に開催されました平成22年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会並びに平成23年2月25日に開催されました平成23年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

初めに、平成22年12月24日に開催されました平成22年第3回定例会についてであります。提案された議案は5件であります。

議案第9号及び第10号については、いずれも専決処分の承認を求めるものであります。最初に、議案第9号による専決処分であります。本案は総務省令の一部改正に伴い、緊急に白河地方広域市町村圏整備組合火災予防条例の所要の改正について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたもので、同条第3項の規定に基づき、その報告の上承認を求めたものであり、原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号の専決処分であります。本案については地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一

部改正に伴い、白河地方広域市町村圏整備組合手数料条例の所要の改正について、同様に専決処分を行ったもので、報告の上承認を求めたものであり、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号 白河地方広域市町村圏整備組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は介護認定審査件数の増加に伴い、その審査及び判定を行う委員の定数を増員するために所要の改正をするものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 決算の認定についてであります。平成21年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出の決算は、歳入総額21億7,328万2,227円、歳出総額21億4,715万4,458円で、差し引き2,612万7,769円については翌年度へ繰り越すもので、原案のとおり認定されました。

議案第13号 平成22年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,401万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,447万6,000円とするものであります。なお、歳入歳出の主な補正内容については、それぞれ事項別明細に記載のとおりであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

続いて、平成23年2月25日に開催されました平成23年第1回定例会についてであります。提案された議案は6件であります。

最初に、議案第1号 監査委員の選任についてであります。本案は組合の監査委員のうち識見を有する監査委員に欠員が生じたことから、新たに齋藤元明氏を組合監査委員として選任をするため、組合同約第12条第2項の規定に基づき議会の同意を求めたものであり、満場一致で選任されました。

次に、議案第2号 白河地方広域市町村圏整備組合事務局設置条例の一部を改正する条例であります。本案は事務局組織の見直しに伴い、事務局事務分掌のうち広域圏計画策定業務を廃止するため、所要の改正をするものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白河地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案も事務局組織の見直しに伴う課制を廃止するため、所要の改正をするものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 福島県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。本案は地方自治法第286条第1項に規定する福島県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議について、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、規約の改正内容については提出議案のとおりであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成22年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,733万3,000円とするもので、あわせて地方債の補正を行うものであり、消防施設整備事業債の限度額を減額するものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成23年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計予算であります。予算総額を21億9,327万3,000円とするもので、前年度より0.68%の増額であります。審議の結果、原案のとおり可決されました。なお、詳細についてはお手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で白河地方広域市町村圏整備組合議会の結果報告を終わります。

以上で組合議員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（柏村 栄君） これより会期外に行われました委員会の調査報告を各委員長から順次求めます。

総務常任委員会委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 総務常任委員会閉会中の所管事務調査結果報告についてお知らせいたします。

第359回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

総務常任委員会所管事務調査報告書1番から6番までは省略して、割愛させていただきます。

7番、調査経過。

これまでも個性あふれる地域づくりに努められている自治体を何度か調査してきましたが、今回は昨年7月に当町へ行政視察で来訪され、その後交流の縁があつて、地勢、産業といった地域資源を効果的に活用している宮城県山元町のまちづくりについて調査してきました。

ご承知のとおり宮城県山元町は、宮城県東南端に位置し、本県北部の新地町に隣接しており、西部の丘陵地帯には山林が、中部には平坦な水田地帯、果樹園が広がり、そして太平洋に面した東部には砂土の畑作地帯があり、海岸沿線では海水浴場など観光と産業が営まれ、まさしく農林漁業の三拍子がそろった町であります。

山元町は、昭和30年に山下村と坂元村の合併により誕生した町で、人口は1万6,717人、面積64.48平方キロメートルを有し、町内は大きく北部の山下地区、南部の坂元地区、そして海岸地区の3つに分けられ、この地区を縦断する国道6号線、そして海岸地区を走るJR常磐線の山下駅、坂元駅があります。比較的大きな集落は国道6号線沿いに集まり、最寄りの駅からは少々離れているため、かつては国鉄バス、宮城交通、福島交通による路線バスの運行が盛んでしたが、近年これらの路線バスも次々と廃止され、現在は町営バスのぐるりん号が町民の足となって活躍されているとのことでした。

山元町の山沿いを走るアップルラインでは、春にリンゴの花が咲き誇り、秋にはたわわに実った真っ赤なりんごで果樹園一面が埋め尽くされ、主に生産者がみずから贈答品として通信販売や軒先に置いて販売しているようです。

山元町の計らいもありまして、そんなリンゴ栽培農家に訪問しました。消費者を引きつける秘訣を尋ねてみました。いろいろな苦労もありますが、味よし、見た目よし、そして何よりも生産者が真心を込めれば消費者は喜んで買われますと自負もうかがわれました。ということは、生産したこういう果物は青果市場を通さず、要するに経済連とかそういうふうな系統組織の市場を通さず、全量を自分の努力によって販売しているということでもあります。

また、2月上旬から6月上旬には、海岸沿いを走るストロベリーラインということで、宮城県内でも有数の生産量を誇る仙台イチゴのビニールハウスが目飛び込み、アップルラインと並んでいずれも観光客が足をとめるスポットとなっているようです。ということは、海岸沿いでありますので、あのハウスの大体が減反を利用した田んぼに建っておりますけれども、当地方と比べまして温度の差が大変にあります。大きいです。です

から、現在でも暖房費が幾らもかからないと、要するに地域の温度差を利用して、その温度差をこのイチゴ栽培に暖房費の節減ということで利用しているということであります。

このほかにも、夏場の海水浴シーズン、2月下旬に開催されるやまもとホッキ祭りでは、山元町の特産ホッキ貝が振る舞われるなど、山元町に広がる自然と1年を通じた四季折々の楽しい催し、そして町自慢の美味と称するイチゴのオリジナル品種栽培への取り組み、加工物製品の振興にも力を注いでおられます。

こういった地域の特産品を広くアピールするため、町職員と生産者がみずから企画、編集、出演者を務めた手づくりコマーシャルも、KHB東日本放送主催によるみやぎふるさとCM大賞に出品し、これまでも2度にわたる最優秀賞を取得した実績など、地域の人たちが一丸となって町を挙げてまさに山元町が自慢する地域資源をフルに活用しているということがうかがわれました。

今後も、地域の特性、先ほど言いました資源を有効に活用しながら、官民が一体となってその地域に合った、その地域ならではの特徴、地域の有利性を生かしてそういうふうなまちづくりに期待しますということで、文面を閉じます。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） 次に、議会運営委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 閉会中の所管事務調査結果報告について、第359回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。お手元に配付の資料7までは省略したいと思います。

調査経過。

私たちは、昨年7月に実施した議員全体研修経過を踏まえ、神奈川県湯河原町議会などを先輩議会として学び、おおむね9カ月間の調査研究の上、平成20年3月定例会で議会基本条例を制定し、次期6月定例会以降その運用に努められている埼玉県ときがわ町による議会の改革に臨む姿勢について教示願うため、さきの定例会において付託されました閉会中の所管事務調査として、先月の2月7日に実施しました。

ときがわ町は、平成18年2月1日、旧都幾川村と旧玉川村が合併し、旧両村を流れる都幾川にちなみ、新生ときがわ町として誕生したもので、人口1万2,849人、面積55.77平方キロメートル、そして都心からわずか60キロ圏内にある埼玉県中部に位置する、木々のぬくもりが感じられる自然環境に恵まれた町であります。ときがわ町は、面積の約68%を山林が占める森の町であり、主に伝統産業である木工業、建具製造業の発展のために林業、木材産業の構造改革に努められるとともに、のらぼう菜、青ナス、ユズ、原木栽培のシイタケなどの農産物についても有名と聞きます。

さて、ご承知のように我が町同様にどの自治体においても、地方分権時代を迎え、地域の自立、少子高齢化、地域産業の振興など、地域社会の課題が山積する中で、町民の代表機関である議会の責任は一層重くなっております。しかしながら、全国的に議員定数、報酬削減が叫ばれ、議会の存在意義が住民に認識されていないのが現状であります。

ときがわ町議会も、こうした状況の中、平成18年に新たな町が誕生したばかりであるにもかかわらず、町民に必要とされる議会を目指し、この間16名から13名へ議員定数の削減にもかかわらず積極的に議会改革に

取り組まれてきております。

ときがわ町議会の特徴としては、現在、議員定数13名の元総務産業建設常任委員会と文教厚生常任委員会の2つの常任委員会があるものの、委員会付託方式によらず、初日の本会議で議案を審議、最終日には一般質問を行うという特徴のある日程で議会の運営をしております。

また、これまでも一般質問の充実を図るため、通告制によるものの、質問と回数制限から時間制限へ変更、また対面式による質問席には町長答弁書を事前に配置するなど、他にも積極的な議会情報の公開に努められてきましたが、今後もさらに町民の負託にこたえ、町民から期待される政策形成や行政監視の役割を果たすため、議会の責務、運営方法を明確にする必要があると全会にて機運が高まり、これが議会基本条例の制定に向けたきっかけとなっているようでございます。

基本条例の制定までは、所管する議会運営委員会で14回にわたる調査、検討、先進地視察2回、講師派遣による勉強会、そして執行部との調整会議1回、全員協議会による協議などを経て、3月定例会の制定までにおおむね9カ月間での急務な取りまとめとなりましたが、関係条項も自治体議会に合ったもので、そして特に議員の倫理条項については、条項ごとに詳細な申し合わせ事項も確認されております。

また、議会運営の原則に定めた議会報告会、住民懇談会の実践に当たっても、事務局に負担を強いることなく、議員全員の協力で平成22年6月に当初予算審議内容を主体とした第1回目の報告会が開催されました。初めての開催と周知不足もあって、住民参加が思わしくなかったものの、初回開催の反省も踏まえ、2回目として10月に開催された決算認定における議会報告会においては期待以上の多くの町民が参加され、忌憚のない意見交換も行われ、町民はもとより議員にも大きな効果が得られたとのことでした。報告会終了後は、参加者からアンケートなども聴取するなど、さらなる報告会の充実と町民への浸透に向けた努力がうかがわれました。

ときがわ町議会でも、基本条例の制定もまだ浅く、条例の運用を含め実践に当たっては、これからも一つ一つ手探り状態であり、実践を積みながら見直し、検討を加え充実させたいとのことでした。

最後に、今回の調査結果を先進事例と踏まえて、町民が期待する我が町議会のあるべき姿、そしてその目標に向けた議会改革、活性化の取り組みに参考になればと思い、ここに報告いたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 以上で各委員会からの報告を終結いたします。

次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果については、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告及び施政方針

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、こんにちは。

第361回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、柏村議長を初め議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

させていただきます。

初めに、まちづくり懇談会の開催についてであります。

去る3月2日、3日、4日、7日の4日間にわたり町内4会場でまちづくり懇談会を開催しました。この懇談会は、町区長会との共催により実施しましたが、約90名の町民の皆さんに足を運んでいただきました。懇談テーマは「協働のまちづくりについて」「第5次まちづくり総合計画後期計画について」「矢吹中学校改築事業の進捗状況について」の3項目で、町からの説明の後、懇談に入り、町民の皆さんから貴重なご意見やご要望などをいただきました。

次に、新規就農者激励会の開催についてであります。

平成21年度、平成22年度の2カ年に認定就農者として認定された8名の激励会を開催いたしました。認定就農者制度は、新たに就農する方が営農計画を作成し、その計画書を県が認定するものです。激励会には60名を超える参加者があり、青年農業者が矢吹町の農業をともに考えたいと組織した「やぶきぐるぐるNowkers」の立ち上げ式も行いました。基調講演として東京農業大学農学部教授の長島孝行農学博士を招き「私の農業ビジネスへの取り組みと矢吹町農業の可能性」をテーマに講演されました。長島教授については、次年度以降も町の農業におけるアドバイスをいただく予定となっております。

次に、企業誘致についてであります。

鮫川運送株式会社の矢吹ハブセンター第2期工事及び丸永運送株式会社の矢吹中央物流センター設置に関する立地計画書の提出に伴い、企業誘致委員会の意見を踏まえ、12月27日付で企業誘致の認定をしました。また、2月10日には新県営工業団地計画に伴う用地取得に関する知事及び県議会議長に対する要請行動を実施し、柏村議長及び角田産業建設常任委員長、地元県議会議員の皆様とともに、佐藤憲保県議会議長及び県庁内部関係部局長に要望書を手渡すとともに、一日も早い実現が図られるよう要請してまいりました。

次に、小中学生の各方面の活躍に対する顕彰事業の開催についてであります。

初めに、さわやか詩集表彰式の開催についてであります。平成22年度さわやか詩集表彰式を1月30日に矢吹町文化センターで開催しました。今年度は1,477編の応募があり、大滝清雄賞は矢吹中学校2年の添田満優さん、善郷小学校6年の小椋可南子さんが、さわやか大賞は矢吹中学校3年の理崎有香さん、善郷小学校4年の大河原陸空さんが、さわやか賞には矢吹中学校3年の芳賀卓朗さんを初め8名の方々が受賞されました。

続いて、教育委員会後期表彰の開催についてであります。平成22年度教育委員会後期表彰式が2月28日に矢吹町文化センターで開催されました。今回は、昨年11月の教育委員会表彰式以後に活躍された小学生、中学生の皆さんの表彰式であり、中学生の部では第55回県書き初め展で最高学校賞を受賞した矢吹中学校、同じく書き初め展で毛筆の部の中学2年の部最高賞を受賞した草野瑞穂さん、小学生の部では音楽祭、書き初め展、児童画、ポスター展などで県最高賞または全国大会に出品されるなど、活躍が顕著な4名に表彰状が贈呈されました。受賞されました皆様に対し、この場をおかりし改めて祝福申し上げるとともに、こうした光り輝く子供たちが我が町から次々と輩出されるよう、今後も育成及び指導に尽くしてまいります。

次に、矢吹中学校改築事業及びその他教育施設の耐震化についてであります。

校舎I期工事、体育館工事については、工事がほぼ完了し、現在引き渡しに向けての最終確認、各種検査を行っております。体育館については、仮使用について関係機関の確認が完了し、本年度の卒業式は本日3月11

日に新体育館で実施することができました。建築工事完了後は、大型擁壁工事、水路工事等の外構工事に本格的に着手し、入学式までには工事をほぼ完了させる予定であります。4月からは、一部の特別教室を除き新校舎での授業が開始されます。同時に解体工事についても本格的に着手しますので、生徒の安全対策と授業等への影響を最小限に抑えるため適切な工事管理を行ってまいります。また、耐震化が必要とされる各小学校、幼稚園、保育園の耐震化工事については、本年度ですべて完了しました。今後は適切な維持管理を行いながら、さらなる教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次からの18項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましてはお手元に配付いたしました第361回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

町民新年会の開催について。

国勢調査の実施について。

工業統計調査の実施について。

福島県統計功労者表彰式について。

東京やぶき会役員会の開催について。

行政区活動支援事業について。

日本三大開拓地子供交流事業について。

交通安全、防犯行政について。

消防団出初め式の実施について。

特定健診受診率向上対策について。

ヘルスステーション事業について。

新型インフルエンザ予防接種及び対策について。

平成23年産米に関する需要量について。

農業者戸別所得補償制度について。

小池宅地分譲計画（素案）に関するアンケート調査について。

道路の除雪について。

町道整備事業関係について。

成人式の開催について。

以上であります。

続きまして、平成23年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第361回矢吹町議会定例会を招集し、平成23年度の予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

平成22年度は、子供たちのために安全で安心な教育環境を整備するため、大きく前進した1年でありました。矢吹中学校改築事業の主たる部分である校舎I期工事及び体育館建設工事について、この3月までを工事期間として順調に進められ、関係各位の協力により本日の卒業式を新しい体育館で無事に挙行することができました。あわせて、矢吹小学校及び中畑小学校の校舎、善郷小学校の体育館の耐震補強工事もすべて完了し、子供

たちにはもちろんのこと、非常時の避難場所としても機能する各学校の安全安心な教育環境の整備が実現できたことに安堵しております。新年度の中学校改築事業については、校舎Ⅱ期工事及びプール、武道場建設工事等の早期完成を目指してまいります。

また、段ボール製造最大手であると同時に、日本を代表する先端企業であるレンゴー株式会社福島矢吹工場が竣工し、近未来型の設備を備え操業を開始しました。今後、既存の企業とともに、矢吹町の経済活性化に大いに寄与していただけるものと大いに期待しております。

財政再建3カ年計画も平成19年度から3年間、町民、職員が一丸となって取り組んだ結果、当初の削減目標額であった7億5,000万円を大幅に超える8億円を達成することができました。この結果は、町民の皆様の深いご理解とご協力なくしてはなし得なかった大なる成果であります。この成果を次のステージに生かすべく、今年度策定した第5次行財政改革大綱及び実行計画（集中改革プラン）に基づき、気を緩めることなく行財政改革を推進してまいります。

また、平成23年度は、後期基本計画の初年度となることから、計画に位置づけた主要事業、事務事業の確実な実施を目指すよう、計画期間における事業内容、スケジュール等改めて確認し、スタートの第一歩を踏み出します。そのため、平成23年度実施計画では、平成23年度1年間の事業内容、事業費の検討にあわせて計画期間内での効果的な展開を検討し、事業の全体を計画書にあらわしました。財政再建3カ年計画の確実な遂行により、目的は達成されるとともに、目標を上回る財政的効果額をあらわしたことから、町民に対して将来への明るさ、豊かさが実感できる行財政運営を目指さなくてはならないと考えています。しかしながら、危機的な財政状況から脱したといえども、継続する景気低迷の影響は少ないものではなく、また国の補助金の一括交付金化の検討を含む地域主権改革の方向性が不透明な現状においては、依然として地方公共団体の財政状況は厳しいものと自覚しています。ついては、財政再建3カ年計画の取り組みのために実施時期を先送りした事業や、新たに社会経済情勢の推移に対応すべき事業は積極的に取り組むこととするものの、知恵と工夫により、これまで以上に効果的、効率的な事業とするよう内容、手法、スケジュール、事業費等の精査に努め、実施してまいります。

平成23年度の重点課題は、引き続き協働のまちづくりと産業振興として、まちづくりの基盤固めを図るとともに、基本構想において基本理念とする6つの分野それぞれにおいて、前期基本計画から継続実施するもの、前期基本計画に位置づけながらも実施時期の見直しを行い未着手となっているもの、後期基本計画において政策実現のために新たに位置づけた事務事業を確実に実施し、5年間の後期基本計画の達成と10年間の総合計画の達成のために改めて事業の体系化を図り、円滑な再出発を期する期間といたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明申し上げます。

後期基本計画の初年度となる第5次まちづくり総合計画では、政策レベルにおける選択と集中として、5年間の重点政策を位置づけるとともに、優先順位が高い事務事業は主要事業として具体的な年次計画を立てております。平成23年度は、自治体経営として財政運営の健全化を図りながら、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画、予算、行政評価を機能的に活用した成果重視の事業選択、事業展開を図ってまいります。

平成23年度当初予算における主な事業については次のとおりです。

「人」…すべての町民の一人ひとりが輝き、みんなが健康で元気なまちをつくります」の基本目標については、健康づくりの推進については、健診時に意識調査等の導入を図り、不足項目のPRに努め、町民の健康度に着眼した効果的な事業を筑波大学ウェルネス運動システム事業やウエストスマート教室を中心としたヘルステーション設置運営事業に取り組み、一人ひとりに合った健康増進プログラムを提供し、健康づくりの参加機会を拡大し、各年齢層に応じた健康増進事業に取り組みます。町民の健康づくりの第一歩は、健診を受けてからみずからの健康状態を把握し、生活習慣を改善することが基本であり、個別データに基づく効果的な保健指導が受診向上へつながることから、未受診者への働きかけを最優先事業といたします。また、将来は専門訪問指導員の導入を視野に入れ、検討します。

予防接種については、厚生労働省の審議会が任意接種としてのインフルエンザ菌b型ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンを公的予防接種の対象として定期接種に位置づけ、公費負担を提言したことから、国・県等の動向を注視しながら従来の定期接種に追加し、感染症の疾病予防に取り組みます。

また、平成22年度から着手した三十三観音史跡と隈戸川を結んだサイクリングロードについては、隈戸川堤防を利用し、ウォーキング、ジョギングなども気軽に楽しむとともに、生活習慣病の予防や健康増進に寄与するよう整備を継続します。

学習する機会の提供と支援については、これまで外国語教室として日本語と韓国語の2つを実施しているものを継続実施いたします。韓国語教室については、現在でも多くの韓国の方々が来町しており、さらに受講者の増加が見込まれることから、新たな対応の必要性を検討します。ことぶき大学については、事業内容を魅力的なものとするよう、新たな企画、講座を組み立て、特に仕事をリタイアした男性を中心として学級生の増加を図ります。

芸術文化の振興については、真夏の夜の鼓動は、さらなるにぎわい、夏の風物詩をキーワードに、サポーター制度を継続しながら、魅力あるイベントの充実を図るよう実行委員会と協議を行い、継続的な実施を目指します。あゆり祭については、さらなる内容の充実を図るよう検討実施し、より多くの参加が得られるよう努めます。

スポーツの振興については、総合型地域スポーツクラブ設立に向け、具体的にスポーツ振興審議会、体育指導員などの会議で検討を進めるとともに体育協会との協議を進めます。

主な事業は記載のとおりです。

「支えあい」…豊かな環境の中で、みんなが支えあい助けあうまちをつくります」の基本目標については、循環型社会の推進については、遺魂し運動をさらに前進させ、資源の有効利用や再生化に取り組むとともに、ごみの減量化を図るためのリサイクルを推進します。また、生ごみの堆肥化を進めるため、生ごみ処理機の普及拡大を図るとともに、新たなコンポスト化等の導入検討を進めます。家庭からの廃油については、バイオディーゼル燃料化等の再利用の可能性について、衛生処理一部事務組合と協議検討を行います。

さらに、環境の保全と一体的に地球温暖化対策計画の樹立等も含め、ごみの不法投棄の防止対策として、監視体制の確立や町独自の監視員制度の導入、新エネルギー施策の一環として太陽光発電システム導入補助金等の交付措置等も視野に入れ各種事業を実施します。

自然環境の保全については、公共下水道事業では、郊外にある、文京町、大久保、滝八幡の3カ所の住宅団

地の処理方法を検討します。農業集落排水事業により整備した大和久処理区については、施設の老朽化や管理費の増大による非効率を解消するための方策を検討します。合併処理浄化槽については、公共下水道、農業集落排水事業の計画外の地区や点在する家屋について、国・県・町の補助金を導入しながら、引き続き個人向けの浄化槽整備に努めます。また、公共下水道、農業集落排水事業の特別会計管理については、地方公営企業法への法適化に向けて準備を進めます。

西側地域里山づくりについては、矢吹西側地域の活性化を図るために、行政区及びまちづくり団体等の協働により三十三観音史跡公園、袖ヶ館跡地等の有効活用の検討を進めるとともに、隈戸川河川敷については、リバーフロント事業により平成22年度に整備したあずまやなどの利活用を図りながら、河川公園の有効性についても検討を進めます。

これまで事業凍結としていた総合運動公園用地の利活用については、平成22年度に総合運動公園用地利活用検討会議の検討により抽出した利活用方法とその効果、課題等に基づき有効とした活用方法について、関係機関団体等との意見交換等により活用方法の絞り込みを行い、早い時期での具現化を図ります。

高齢者等の日常安全安心推進については、高齢者や障害者のバリアフリーと、緊急通報システム及び高齢者にやさしい住まいづくり補助などを継続して取り組み、民生児童委員協議会及び社会福祉協議会ホームヘルパーとも連携して推進します。

協働のまちづくりの推進については、協働のまちづくり推進ビジョンに基づき、平成21年度に開始したまちづくり団体活動支援事業の充実を検討し、さらにまちづくり団体活動の支援を継続します。また、新たに中長期的な総合ビジョンの策定に着手し、理念の浸透を図るとともに、基盤的な整備が終了したボランティアネットワークの活用を促進し、「支えあい」のまちづくりの進展を図ります。

主な事業は記載のとおりです。

「子供」…地域の宝として子どもをみんなで育て、子供たちが心豊かに成長するまちをつくります」の基本目標については、幼稚園、保育園業務運営事業については、国・県の動向及び現有施設の状況等を考慮しながら、平成23年度に公立幼稚園運営計画の策定に着手し、各地域で意見聴取を行い、平成25年度までに取りまとめます。保育園では、待機児童を出さないよう、その時々に対応できる柔軟な体制を整備するとともに、公立幼稚園運営計画を踏まえた幼稚園・保育園に関する実施方針を策定し、新たな幼児教育、保育体制を構築するため、計画的に事業を推進します。

学力向上対策事業については、矢吹町学力向上推進支援会議を中心としたこれまでの事業を継続し、講習会や学習会のさらなる充実を図るとともに、指導主事導入を見据えた学力向上指導員の確保等により学校現場の支援を強化し、年次計画を作成し学力向上を図ります。また、中学生の英語力向上のため、合宿学習等の実施について検討します。特色ある子供教育推進事業については、小中学校による学力向上事業、部活動強化、育成事業、地域交流（福祉、ボランティア、体験学習等）事業、指導力向上事業などに交付金を助成する交付金制度を継続します。特に、中学校においては、スポーツ、文化の面においても、優秀な人材を育成するため、部活動などを支援する人材、エキスパートの活用を支援します。

矢吹中学校改築事業については、平成23年度は校舎Ⅱ期工事、武道場、プール建設工事、駐輪場、駐車場の外構工事を計画的に整備し、平成24年度の確実な事業完了を目指します。今後、老朽化が進むその他の教育

関連施設についても、平成22年度に策定する施設維持管理計画書に基づき、施設の大規模改修事業や改築事業、施設管理事業等を計画的に実施します。特に老朽化が進んでいる各小学校施設の大規模改修事業に着手します。

福祉分野での子育て支援については、ファミリーサポートセンターと子育て支援センター事業も徐々に利用者が増加し、活動が定着していることから、平成23年度も継続して実施し、さらなる利用者の増加を図ります。

主な事業は記載のとおりです。

「「仕事」…みんながいきいきと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくります」の基本目標については、既存の農業、工業、商業をより一層充実するために、地域活性化支援センターを核とした各種施策を積極的に展開することにより、各業種の力の向上を図ります。その上で、業種間の有機的連携を推進することで、農業の6次化、企業間の連携を背景にした町内受発注を推進し、地域経済の活性化が図られるよう、町内産業の振興及び効果的な地域経済対策を推進します。さらには、新たな企業立地による雇用、受発注の創出による地域経済の活力を引き出す原動力となる優良で安定した企業を誘致するための積極的な活動を展開します。

また、安定した雇用の確保を実現するために設置した無料職業紹介所の体制強化を図るとともに、各事業所に対する求人の掘り起こしと求人登録の要請をきめ細かに実施し、有効求人倍率の向上に努めます。

その他、空き店舗を解消するため、新たなにぎわいを創出する制度を確立するとともに、活力ある商店会や通りの面的、線的な再生等の復活を多面的に検討します。

基幹産業である農業及び農村対策については、国・県の農家戸別所得補償制度をはじめ、各種政策に連動した施策の展開を推進しつつ、町としての持続可能な農業及び農村の形成を図り、頻発する農業施設災害や農産物価格下落等による急激な農家経済の救済支援対策をも視野にした柔軟かつ継続的な施策として、担い手である若い農業者を育成します。また、地域特性を生かした農業を確立する各種施策を展開するとともに、自立する集落営農体系を確立できる農業及び農村対策を推進します。さらに、耕作放棄地の解消等に努めるとともに、既存施設の長寿命化、ストックマネジメント事業を推進することにより、老朽化した農業水利施設等の維持管理支援、改正農地法への対応として、農地基本台帳の整備を初め、優良農地の確保と高度利用化を積極的に推進します。

主な事業は記載のとおりです。

「「くらし」…みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります」の基本目標については、町民の安全で安心な暮らしを確保するため関係団体が連携した新矢吹方式を継続し、地域安全活動の活発化、参加人員の増大により、これまでより幅広い活動の展開を図り、地域の輪を広げていくことが重要であるため、規模の拡大等を検討し啓蒙普及を図ります。

一方、災害に強いまちづくりとして、地域防災計画に基づき、各種訓練の実施や地震災害時の資材備蓄、避難所看板の設置、消防団員の確保や消防資機材の整備を計画的に進めます。

幹線道路網及び町道の整備については、早期に松倉・大池線、八幡町・善郷内線（羽鳥幹線水路上部）、神田西線、中町12号線、新町弥栄線の道路整備工事を完了するよう努めるとともに、新規事業である牡丹平上宮崎線や館沢田内Ⅱ期線を初めとした路線の事業に着手し、整備促進を図ります。その他の生活道路整備については、現道を利用した簡易舗装を積極的に行い、日常生活道路の砂利道を解消し、生活環境の整備を行います。

町営住宅については、矢吹町町営住宅管理計画に基づき、入居待機者の減少を図るため、平成23年度より民間賃貸住宅家賃補助制度を開始するとともに、町営住宅の維持管理については、町営住宅長寿命化計画を策定し、供給住宅の壁面補修等を実施し、建物の延命措置を図りながら、住環境の適正な維持管理に努めます。あわせて、町営住宅用途廃止事業として、耐用年数を経過し老朽化した住宅の取り壊しを行い、借地している用地の返還を行いながら住宅維持管理費の縮減を図ります。

若者定住促進事業については、多くの利用により定住が促進されているため、延長実施し、さらなる定住促進を図ります。

土地造成事業については、平成23年度より小池住宅残地の宅地造成工事に着手し、定住化促進に関する住宅施策と連携した売り払いを実施します。

生活交通については、福祉バスの運行状況、利用状況等の検証を行い、新たにデマンド交通調査研究事業として取り組みます。また、東北自動車道路において定期バスの運行が増加する中、その利用の利便性の向上のため、矢吹バスストップの設置に向けた取り組みを開始します。福島空港活用対策については、利用者の増加を図るとともに、そのポテンシャルについての町民の理解を得るため、新たに町民の翼事業として、国内外の就航先を候補地とした視察研修の実施を検討します。

主な事業は記載のとおりです。

「「構想実現のために」…構想実現のために、みんなで協力し、協働のまちづくりとしてまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します」の基本目標について、重要課題とした財政の立て直しについては、これまでに抜本的な行財政改革に取り組み、徹底した内部管理経費の削減に努め、目的とした財政指標の健全化と矢吹中学校改築の着手まで到達しました。しかしながら、依然として地方公共団体の財政状況は厳しいものと強く自覚しなければならないことから、平成22年度に策定しました第5次行財政改革大綱及び新たな集中改革プランに基づき、さらに効果的、効率的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組みます。行財政の根幹をなす財政運営については、将来の財政分析に基づき、計画と連動した効果的、効率的な予算管理に努めます。

行政サービスの向上については、これまで充実を図ってきた総合窓口における職員としての資質向上を目指すとともに、利用者の利便性が保たれるような確かな町民サービスに努めます。また、住基ネットの有効活用、住民基本台帳カードの取得の普及に努めるとともに、さらなる利便性の向上を目指し、自動交付機、コンビニエンスストアでの証明書の発行等の有効性の検討を進めます。

人材の育成については、人材育成方針に基づき、人事考課制度の本格的な実施を行うとともに、将来の幹部職員の養成が急務であることから、研修制度の充実等により計画的かつ重点的に人材の育成を図ります。

最後に、近年の社会経済情勢、政権交代に伴う国の政策の変化はめまぐるしく、地方自治体はそれらの情報を的確に把握し、地域住民の生活の安全安心の確保に努めなくてはなりません。地方分権の進展から地域主権との考え方に移行する中、本町が持つポテンシャルを自覚し有効に活用する政策を立案し、国等の諸制度を活用するとともに、独自の自治システムを構築するなど新たな時代に対応できる自治体総合力を高めるよう地域主権体制検討事業として取り組み、本町の地域の特性を生かした特徴ある地域づくりに努めます。

主な事業は記載のとおりです。

それでは、次に予算の概要について申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 町長、暫時休議にしましょう。

（午後 2時46分）
